

# 中華人民共和国担保法（抄録）

1995年6月30日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 中華人民共和國担保法（抄録）

（1995年6月30日中華人民共和國主席令第50号公布）

### 第4章 質権

#### 第2節 権利質

第75条 以下に記載する権利は質権を設定することができる。

- 1、為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証書、倉荷証券、船荷証券。
- 2、法により譲渡できる株式、株券。
- 3、法により譲渡できる商標権、特許権、著作権中の財産権。
- 4、法により質権を設定できるその他の権利。

第76条 為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証書、倉荷証券、船荷証券に質権を設定する場合は、契約に定めた期限内に権利証書を質権者に引き渡さなければならない。権利証書を引き渡された日から質権設定契約は発効する。

第77条 現金化又は荷受期日を明記している為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証書、倉荷証券、船荷証券に質権を設定した際、為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証書、倉荷証券、船荷証券の現金化または荷受期日が債務履行期日より早い場合には、質権者は債務履行期限満了前に現金化又は荷受けを行い、かつ質権設定者と協議して現金化した代金または受け取った貨物をもって担保された債権の繰り上げ弁済に充てる、または質権設定者と定めた第三者に供託することができる。

第78条 法によって譲渡できる株券に質権を設定した場合は、質権設定者は質権者と書面による契約を結び、かつ証券登記機関で質権設定登記手続を行わなければならない。登記の日から質権設定契約は発効する。

株券に質権を設定した後、譲渡できないが、質権設定者が質権者と協議し合意した場合は、譲渡することができる。質権設定者が株券の譲渡により得た代金は担保された債権を繰り上げ、質権者に弁済する、または質権者と定めた第三者に供託しなければならない。

有限責任会社の株式に質権を設定する場合は、会社法の株式譲渡に関する規定を適用する。株式の質権設定が出資者名簿に記載された日から質権設定契約は発効する。

第79条 法により譲渡できる商標権、特許権、著作権中の財産権に質権を設定する場合は、質権設定者が質権者と書面による契約を結び、かつその管理部門で質権設定登記の手続きを行わなければならない。登記の日から質権設定契約は発効する。

第80条 本法第79条に規定する権利に質権を設定した後、質権設定者は譲渡または他人に使用を許諾してはならない。ただし、質権設定者が質権者と協議し、合意した場合は、譲渡または他人に使用を許諾することができる。質権設定者が得た譲渡料、許諾料は担保された債権を繰り上げ、質権者に弁済する、または質権者と定めた第三者に供託しなければならない。

第 81 条 権利質には本節の規定を適用するほか、本章第 1 節の規定を適用する。